

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、第２期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

１．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

（１）原発事故に関する対応への財政措置等

- １）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

- ２）第２期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度を構築するとともに、継続的かつ安定的な財源を確保すること。
- ３）被災者支援総合交付金及び福島再生加速化交付金並びに福島生活環境整備・帰還再生加速事業について継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、両交付金及び事業について、対象地域を拡大するなど柔軟な運用を行うこと。

- ４）原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

（２）放射性物質対策等

- １）放射性物質汚染廃棄物等の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ２）除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

- 3) 除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うこと。
- 4) 河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 5) 「汚染状況重点調査地域」から生じた除去土壌の処分基準の策定など、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- 6) 仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。
- 7) 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

(3) 廃炉・汚染水・処理水対策

- 1) 福島第一原子力発電所の廃炉対策については、事業者任せではなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、汚染水対策については、国が主体的に取り組み、風評被害防止等に関する措置を確実に実施すること。

- 2) A L P S 処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやA L P S 処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「A L P S 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

3) A L P S 処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

4) A L P S 処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、A L P S 処理水の処分にに関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

5) A L P S 処理水の処分にに関して多大な影響を受ける水産業等における各種 P R 事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

2) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

3) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、中間指針の見直しに伴う財源を確保するとともに、同センターの和解仲介について、広く周知すること。

4) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センター

を經由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。

- 5) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合には、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- 6) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 7) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 8) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な P R など地域と連携した取組を推進すること。

(6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人材確保に取り組む関係自治体等への財政措置を継続するとともに、初期救急医療体制の再構築や二次救急医療機関への負担軽減に係る財政支援などを講じること。

(7) 住民の健康確保

- 1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

- 2) 内部被ばく・外部被ばく検査等に係るすべての経費について財政措置を講じること。

3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。

4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

また、放射能による健康や環境に対する影響やALPS処理水の取扱いについて正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭すること。

5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。

6) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

7) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う、当該被保険者への周知及び納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。

(8) 自主避難者等への支援

自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確実に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。

(9) 風評被害対策

1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性や魅力をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

2) 海外での風評被害に対して、我が国の農林水産物等の安全性を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた事業者に対する支援を講じること。

3) 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）について、令和8年度以降も継続すること。

2. 原子力災害からの復興・再生

(1) 産業復興の推進

- 1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。

また、設備投資、人材確保、商圈拡大など、被災事業者の自立に向けた支援策を第2期復興・創生期間後も講じること。

- 2) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

- 3) 被災地における鳥獣被害については、年々拡大し、市町村が単独で行う対策では限度があることから、国と県が連携して広域的な被害防止対策を強化すること。

また、捕獲した鳥獣の解体については、捕獲従事者の負担が軽減されるよう減量化処理施設の整備に係る財政措置の拡充など、必要な支援策を講じること。

さらに、野生鳥獣肉の出荷制限等により捕獲従事者が減少していることから、出荷制限のあり方について見直しを検討するとともに、捕獲活動に係る支援を充実し、十分な予算を確保すること。

- 4) 原発事故により、しいたけ等の原木等の出荷が制限されている地域において、森林資源の利活用・地域再生に向け、森林整備が図られるよう十分な予算を確保すること。

- 5) 被災地における農業の復興を推進するため、営農再開に向けた取組や担い手の確保・育成、ブランドの確立、産地競争力の強化に係る支援など、引き続き総合的な対策を講じること。

(2) 新たな産業と雇用の創出

- 1) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

- 2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

加えて、第2期復興・創生期間後も取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。

- 3) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。

また、研究開発環境の整備に係る支援を充実すること。

3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- 1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むこと。

原子力事業者の適格性については、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

- 2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- 3) 核燃料サイクル施策の将来展望を具体的に示し、安全性や必要性を国民に丁寧に説明すること。
- 4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- 5) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設・稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域

の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- 1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとられることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- 2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、自力避難が困難な要配慮者、大雪等の複合災害時における避難路の確保を含めた住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- 3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信すること。

また、モニタリング体制の強化等について、被災自治体の影響を考慮し、十分な支援措置を講じること。

- 4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。

- 5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

- 6) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. 原子力発電については、次期エネルギー基本計画において原子力政策の方向性を示すなど、長期的視点に立った将来のあり方について、国民に対し責任ある説明を行うこと。